

愛媛県個人情報保護条例の改正について（提言）（案）の概要

1 実施機関（公安委員会及び警察本部長を加えること）

公安委員会及び警察本部長を実施機関に加える。その場合には、警察業務の特殊性や全国的斉一性の確保に配慮し、一定の例外規定を整備することが必要である。

条例改正案の作成に当たっては、個人情報の保護の徹底を図る観点から、できる限り限定的かつ明確なものとするとともに、警察業務の全国的斉一性の確保に配慮し、警察庁及び他の都道府県警察との間の協力関係に支障が生じることのないよう、警察の業務を十分精査した上で規定する。

(1) 個人情報の取扱原則の例外規定

個人情報取扱事務の登録及び閲覧

刑事法執行事務は、秘匿性が高いことから、適用除外とする。

（その他の事務で、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、登録簿の記載事項を記載しないことができる。）

収集の制限

「適法かつ公正な手段による収集の原則」は、警察業務にも適用する。

「本人から収集の原則」及び「思想、信条等に関する個人情報の収集禁止の原則」は、警察の責務の遂行を目的として個人情報を収集するときは、基本的に例外事項とする。（ただし、一般行政事務は知事部局等と同様の取扱いとする。）

利用及び提供の制限

警察の責務の遂行を目的として個人情報を利用又は提供するときは、基本的に例外事項とする。（ただし、一般行政事務は知事部局等と同様の取扱いとする。）

オンライン結合による提供の制限

刑事法執行事務の遂行を目的として、警察庁又は他の都道府県警察に提供するときは、例外事項とする。（ただし、その他の事務であっても、全国一律のシステムを利用して警察庁又は他の都道府県警察に提供する場合は、これらの提供先と同様の取扱いとなるよう配慮する。）

(2) 施行時期

各都道府県警察の状況を考慮するほか、制度の円滑な運用のため、相当の準備期間を確保する。

2 個人情報の取扱原則

(1) 安全性の確保

実施機関が行う安全性確保の措置を努力義務規定から義務規定に強化する。

(2) 委託に伴う措置等

受託者等の安全性確保の措置を努力義務規定から義務規定に強化する。

3 個人情報の開示等

(1) 遺族の開示請求等

死者の個人情報について、一定の遺族から開示請求等ができることを条例上明記するかどうかについては、法律の全面施行後3年を目途に国が検討を加える見込みであることから、その動向も踏まえながら、今後の検討課題として調査、研究を行う。

(2) 非開示情報

行政機関法や本県情報公開条例の非開示情報との整合性について留意の上、非開示基準の明確化、類似事項の整理・統合等を行う。

また、開示請求対象の個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、当該個人情報を開示することができる裁量的開示の規定を設ける。

(3) 事案の移送

開示請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるときなど、他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該実施機関と協議の上、事案を移送することができる規定を設ける。

(4) 訂正請求期間

開示後、長期間経過して訂正請求がなされた場合には、開示時点と比べ内容が変更されたりする場合があります。法的安定性を損なうことも考えられるため、訂正請求権の行使については、行政機関法の規定に合わせ、開示を受けた日から90日以内とする。

(5) 利用停止請求権

個人情報の適正な取扱いに関する規範の実効性を担保するため、実施機関による不適正な取扱いに対して、個人情報の利用・提供の停止や消去を請求できる利用停止請求権を創設することとし、現行の削除請求権及び是正の申出制度は廃止する。

4 他の制度との調整等

法律の規定により行政機関法の開示・訂正等の規定の適用除外とされた個人情報については、条例においても、適用除外とする規定を設ける。

5 罰則

実施機関による個人情報の適正な取扱いの確保を図り、個人の権利利益の保護をより一層実効性あるものとして担保するとともに、県に対する県民からの信頼を確保するため、職員、職員であった者及び受託業務従事者、従事していた者等に対する罰則規定を設ける（議会の議員にも適用）。

罰則の対象及び量刑については、基本的に国の刑罰体系との整合を図るべきであることから、行政機関法の規定に準じたものとする。

6 審議会の統合

個人情報の開示決定等に係る不服申立て事案の調査審議等を行う個人情報保護審議会と公文書の公開決定等に係る不服申立て事案の調査審議を行う公文書公開審査会とを統合する。

7 その他

個人情報保護条例の改正に伴い、本県における個人情報保護制度及び情報公開制度の整合を図る観点から、情報公開条例においても、以下の規定改正を行う。

非公開情報の見直し

裁量的公開規定の新設

審議会の統合に伴う規定の整備